2　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもつて異議の申立てをすることができる。	2　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもつて異議の申立てをすることができる。
3　公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。	3　公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。
4　公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。	4　公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

○金融庁告示第十六号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）等の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

金融庁長官　森　信親

（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部改正）

第一条　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
（財務局長等への権限の委任の例外）	
第一条　銀行法施行令（以下「令」という。）第十七条の二第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行の欄の各項に掲げる銀行に係る同表の権限の欄の各項に定める金融庁長官の権限とする。	
項	銀行
一	株式会社三菱ＵＦＪ銀行 ［略］
［二～四　略］	

改正前	
（財務局長等への権限の委任の例外）	
第一条　［同上］	
項	銀行
一	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 ［同上］
［二～四　同上］	

第五条　令第十七条の四第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者に係る同表の権限の欄に定める金融庁長官の権限とする。

権限
［略］

権限
［同上］

（施行規則の制定）	（規則の制定）
第15条　公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。	**第10条**　公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。
2　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	2　前項の規定を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。
附　則	
一　この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。	
二　この規約の変更の施行前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。	
三　この規約の変更の施行の日から平成三十一年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される辛子めんたい食品の表示については、なお従前の例によることができる。	